

○ 行平省令財務省告示第三十九号
 平成二十二年五月十五日第十一項の規定に基づき、
 条件等を次年一月十五日より告示する。昭和五十七年大蔵
 令第三十号
 国債の発行等に關する省令
 第三十号
 財務省告示第十三百二号
 第三百二号
 第五百九号
 第三十九号

四	三	二	一
發行方法	用振替法の適	の法律項及び根	名稱及び記

競争とて価のし定めあ争う札価振の以律社第関図財利
 争す得格決、めつ入入。[。]へ格替適下(平成十三年法律第
 入入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」[。]
 札札もれ募を格れ、と發によ「振替法」[。]
 と發のる入受競た価同時「振替法」[。]
 同行に価額け争利率競にと付本銀も
 時「よ格にた入率競にと付本銀も
 にとるをよ各札を争行い[。]
 行い發そり申にそ札れ[。]下入行とと。
 わう行の加込おのにる、「札わすしし。
 れ。(発重みいの)、[。]札格格とる。
 る、以行平のて利お入価価「れる、
 入価均応募率い札格格とる。
 札格非格し募入とて競競い入の定

利付債百する政四付、一るた運回國庫債券(二年)
 法律の公債必要な振替第二十行源の年特例確保
 大臣麻生太郎
 財務大臣
 第二年)へ第三百二号
 第五百九号
 第三十九号

六

イ
イ
發

入価 入価・別債行争非者特国札非
 札格行札格第参市及入価・別債発競
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市行争
 行争額行争非者特国発競I加場入

図財
 る政
 た運
 め営
 のに
 公必
 債要
 のな
 発財
 行源
 のの
 特確
 例保
 にを

ハ 口 イ

五

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るの その
 額範特。応のう
 を囲別募 応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で
 入場も加、た価格國定特あ
 札特の者財後格競債め別つ
 発別にご務に競争市る参て
 行参よと大行争入場も加、
 一加るに臣わ入札特の者財
 と者発応がれ札發別にご務
 い・行募各の行参よと大
 う第へ限國入募一加るに臣
 。II以度債入と者発応が
 非下額市札のい・行募各
 價一を場で決う第へ限國
 格國定特あ定一I以度債
 競債め別つを及非下額市

七

ハ　ロ　イ
払

行争非者特国札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非
入価・別債発競札格金	入価・別債入価・別債	発競
札格第参市行争発競金	札格第参市札格第参市	行争
発競I加場入行争額	発競II加場	發競I加場
		入

四二百四三二	円いに關國財億いに關國財八いに關國財八いに關	
千千八十九兆	て基する政円て基する政百て基する政十て基す	
円百十五二四	、づるた運、づるた運万、づるた運一、づる	
六円億万千	額き法め營額き法め營円額き法め營億額き法	
十三五七	面發律のに面發律のに面發律のに円面發律	
四千千百	金行第公必金行第公必金行第公必金行第	
億八円八	額し二債要額し二債要額し二債要額し二	
二百十	でた条のなでた条のなでた条のなでた条のな	
一千四三	四利第發財二利第發財四利第發財二利第	
三十億	百付一行源千付一行源十付一行源兆付一	
一百九六	四国項のの百国項のの五国項のの四国項	
八万九千	十債の特確六債の特確億債の特確千債の	
十万九六	八に規例保十に規例保三に規例保七に規	
万千百	億つ定にを四つ定にを千つ定にを百つ定	

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八
振
額
最
替
額
入
債
・
別
債
行
争
非
者
特
国
札
非
入
債
發
期
札
格
第
参
市
及
入
債
・
別
債
發
競
札
格
行
行
利
發
競
II
加
場
び
札
格
第
参
市
行
争
發
競
債
子
率
行
争
非
者
特
国
發
競
I
加
場
、
入
行
争
格
日

た
期
平
年
金
と
成
〇
額
し
二
・
を
、
十一
支
次
五
パ
払
の
年
一
う
算
七
セ
。
式
月
ン
た
に
十
ト
だ
よ
五
し
り
日
、
算
を
支
出
支
払
し
払

厘
額
上
額
面
の
面
金
そ
金
額
れ
額
百
ぞ
百
円
れ
円
に
の
に
つ
応
つ
き
募
き
百
価
百
円
格
円
一
錢
一
錢
一
以

平
す
額
の
振
成
る
の
記
替
二
。
整
載
法
十
数
又
五
倍
は
規
年
の
記
定
一
金
録
に
月
額
は
よ
十
に
、
五
よ
最
振
日
る
低
替
も
額
口
の
面
座
と
金
簿

五
万
円
四
十
八
億
四
百
九
十
二
万
八
千

円
百
四
十
八
億
四
百
九
十
二
万
八
千

十　十　十　十　十　十
九　八　七　六　五　四

払　者　入　払　元　債　債　後　第
込　札　場　利　還　還　の　二
期　参　所　金　金　期　利　期
日　加　支　額　限　子　以

平　財　日　額　平　利　て　を　毎　規　下　は　期
成　務　本　面　成　子　、　支　年　定　、　、　が
二　大　銀　金　二　を　そ　払　一　す　次　そ　銀
十　臣　行　額　十　支　の　期　月　る　号　の　行
五　か　百　七　払　日　と　十　期　及　翌　休
年　ら　円　年　う　以　し　五　日　び　営　業　日
一　通　に　一　。　前　、　日　に　第　業　日
月　知　つ　月　六　各　及　つ　十　日　に
十　を　き　十　月　支　び　い　五　に　当
五　受　百　五　間　払　七　て　号　支
日　け　円　日　に　期　月　同　に　払　た
た　者　　属　に　十　じ　お　う　る
　　者　　す　お　五　。　い　へ　と
　　者　　る　い　日　。　て　以　き

額面金額 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{2}{2}$